

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年2月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900427号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900050号

第1 結論

昭和40年10月から昭和41年2月までの請求期間及び昭和42年9月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和40年10月から昭和41年2月まで
② 昭和42年9月から昭和50年3月まで

私は、会社を退職した翌月の昭和40年10月頃に国民年金の加入手続を行い、その後送られてきた納付書で請求期間①及び②の国民年金保険料をA町のB郵便局又はC大学前のD銀行(当時)で納付した。昭和50年にE市役所の職員が自宅に来て、それまで使用していた年金手帳を持って帰り、その後新しい年金手帳が送付された。年金をもらうときになって年金記録を確認したところ、昭和50年度より前の記録がなくなっていた。国民年金は老後の大切な生活費であると認識していたので、請求期間の保険料も納付したことを覚えている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、E市において昭和51年10月21日に払い出されていることが確認できる。

また、請求者は、会社を退職した翌月の昭和40年10月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者は、請求期間以前から上記国民年金番号の払出時期を通してE市に居住しており、同市居住中に請求者に複数の国民年金番号が払い出されたとは考えにくい上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができないことに加え、昭和40年9月から同年12月までの間に同市において払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名を国民年金受付処理簿で目視により確認したが、請求者の氏名は見当たらなかった。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和51年10月頃に初めて行われたと考

えられるところ、当該加入手続時点では、請求期間①及び請求期間②のうちほとんどの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付書によりだいたい納期限内に納付し、遡って納付したことはない旨陳述しているところ、昭和 46 年 2 月の E 市の広報及び同市の回答によると、同市における国民年金保険料の納付方法は、請求期間②の途中である同年 4 月に、従前の印紙検認によるものから、納付書によるものに変更されていることが確認できる。

加えて、F 市が管理していた請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求期間①及び請求期間②の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。